



電気通信事業法の改正について

1 背景等

(1) 今日の電気通信ネットワークは、携帯電話を中心とする多様なサービスの提供により**設備の構成が複雑化**^{※1}し、また、スマートフォンの普及等により、**通信量が急増**^{※2}。

※1 携帯では、音声網とデータ網が並存。更に、データ網では、通信速度(高速:3G、超高速:3.9G)や端末を機能させる基本ソフト(アンドロイドOS、iOS)ごとに設備が並存。

※2 移動通信の通信量は、1年間で約1.7倍、3年間で約7.7倍増加。

(2) このため、電気通信サービスの**重大事故**(2時間以上かつ3万人以上の事故)は、平成20年度以降、毎年15件程度以上発生し、**10年前**(平成15年度、7件)に比べて、**倍以上の件数で推移**するとともに、**規模が拡大**^{※3}。

※3 H24年度は、重大事故が17件発生。

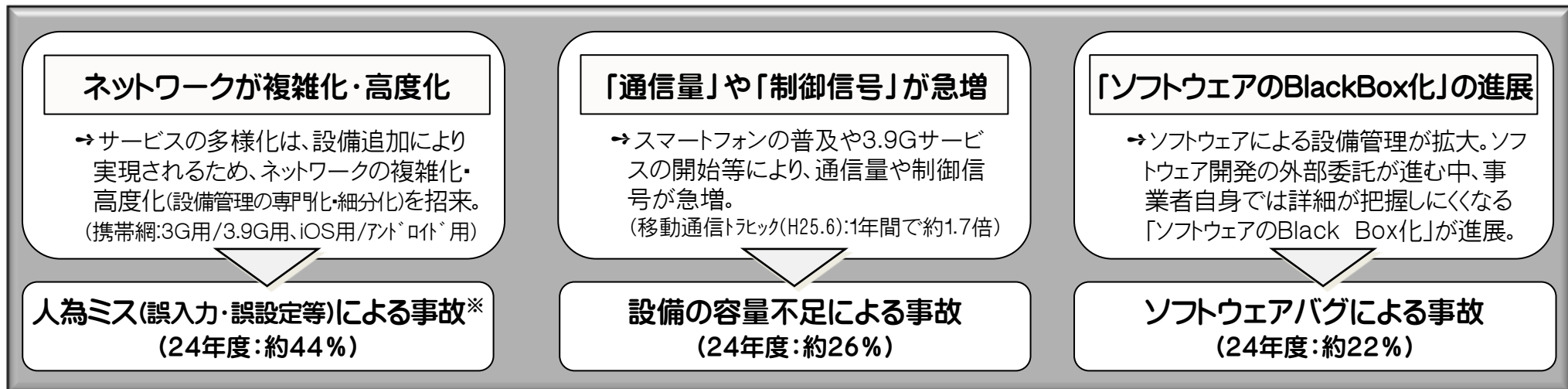
H23年度は、約半数の事故が100万人以上に影響。H24年度は、半数超の事故が半日以上継続、移動通信・ネット関連の事故が増加(ともに41%)。

(3) 現行の電気通信設備の**技術基準等**は、**電気通信事業法の制定時**(昭和59年)に、**固定電話の事故対策**を中心に規定。今日の電気通信ネットワークでは、**携帯電話やインターネットを利用したサービス**など多様なサービスが提供され、**法制定時とは状況が大きく変化**。このため、**安心・安全な社会を実現するための仕組み(セーフティネット)**を整備することを目的として、**事故防止に係る諸規定の改正・追加**を行うもの。

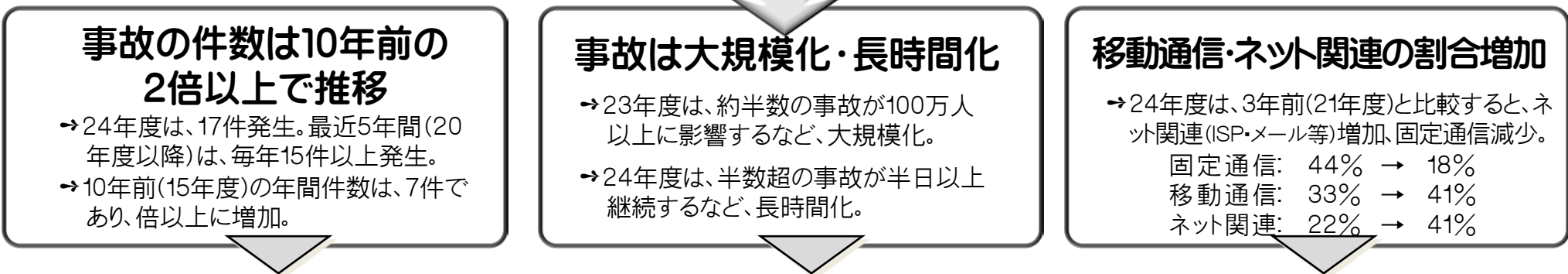
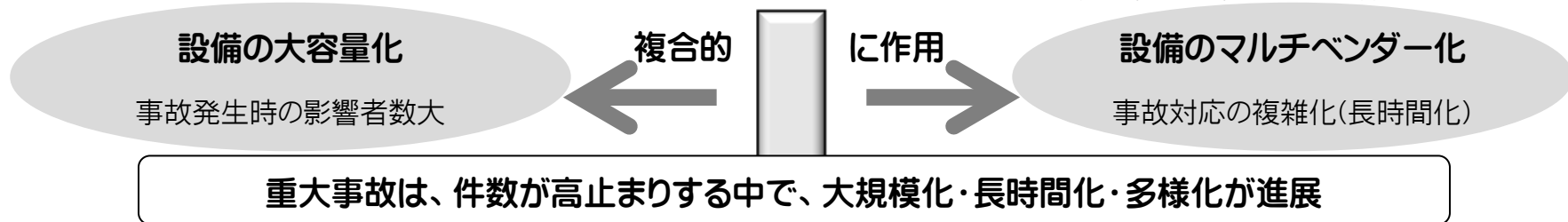
(4) 具体的には、今回の改正は、**事業者の自主的な取組による事故防止を基本としつつ、その取組を適切に確保する制度的枠組みを整備**する観点から、事故防止に係る措置の**①内容の充実**(管理規程の実効性確保等)や**②対象の見直し**(通信回線を持たない事業者のうち、大規模な利用者に有料サービスを提供する者)を行うもの。

【参考】電気通信事故の背景

ネットワークを取り巻く環境変化により、設備管理は複雑化



※以下「事故」は、基本的に重大事故(継続時間数「2時間以上」かつ影響利用者数「3万人以上」の事故)のこと。



通信は、重要な社会インフラ。事故を取り巻く環境変化を踏まえ、その安定的提供を確保するための取組が不可欠

2 改正電気通信事業法の概要

- 電気通信事故の多発等を受けて、総務省では、平成25年4月から、「多様化・複雑化する電気通信事故の防止の在り方に関する検討会」を開催し、事故の防止の在り方を検討。
- この報告書を踏まえ、電気通信事業法を改正(平成26年6月11日公布、来春施行予定)。

事業者の自主的な取組による事故防止を基本としつつ、その取組を適切に確保する制度的枠組みを整備

	[法律改正事項]
① <u>「管理規程」の記載事項等を見直し、設備の「設置・設計、工事、維持・運用」ごとに、事故防止に必要な具体的取組を確保</u> (例:適切な設備量の確保等) →	1. 管理規程の実効性確保
② 事業者の自主的な取組が機能しない場合における「事後的な改善措置」を担保 →	1. 管理規程の実効性確保
③ 経営陣の関与を強化するため、経営レベルの安全統括責任者の選任義務を導入 →	2. 経営レベルの「電気通信設備統括管理者」の導入
④ 現場で設備管理を監督する「電気通信主任技術者」について、職務内容の明確化や講習制度の創設 →	3. 「電気通信主任技術者」による監督の実効性確保
⑤ <u>サービスの多様化に応じ、「事故報告制度」を見直し(重大事故の報告基準について、サービス一律からサービス区分別に見直し等)</u> (⇒事故発生時における利用者への情報提供を含む) →	省令改正
⑥ 事故報告内容の高度化・複雑化を踏まえ、再発防止に向けて専門的知見の活用を図るため、「第三者検証の仕組み」を導入 →	審議会等
⑦ <u>回線非設置事業者(有料・一定規模以上)について、回線設置事業者と同様の事故防止の規律(技術基準、管理規程、安全統括責任者、主任技術者)を導入</u> →	4. 回線設置事業者以外の電気通信事業者(回線非設置事業者)への対応

【参考】電気通信事故の防止対策の全体像

●事故防止に必要なサイクル

